

平成23年度 観光対策事業(観光復興キャンペーン推進)について(改訂版)

1 事業の目的

新潟県中越大震災による風評被害を払拭し、新潟県観光のイメージを回復させるとともに、被災地の観光復興を広く県内外に 周知するため、観光振興を目的とする団体等が行う観光復興キャンペーン推進事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、支援を行うものです。

2 補助基準等

補助対象事業は「地域型」と「全県型」に分けられ、採択要件等が異なります。

事業の種類	実施主体	補助対象事業	採択要件等
【地域型】 1被災地等で開催する地域イベント等	地域住民等で構成する団体又は実行委員会方式で実施するもの	(1)観光復興イベント	【要件】以下の①～⑤をすべて満たすこと ①2ヶ年以上継続実施するもの ②自主財源が4割以上確保されているもの ③経済的効果・誘客効果が認められるもの ④全国へのアピール効果が期待できるもの ⑤中越大震災又は中越沖地震で「震度6弱」以上の市町村※内で実施する事業 【補助回数】 1団体年1回 ※「震度6弱」以上の市町村は次のとおり。 長岡市・小千谷市・十日町市・魚沼市 南魚沼市・柏崎市・出雲崎町・刈羽村 上越市
		(2)観光復興宣伝	
		(3)二次交通アクセス支援	
		(4)その他観光復興に資する事業	
【全県型】 2全県を対象としたキャンペーン	全県を対象とした事業の実施が可能な団体	(1)誘客キャンペーン	【採択要件】 ①自主財源が4割以上確保されているもの ②本県全体の誘客数の増加に資する事業であること 【補助回数】 1団体年1回
(2)商品造成・送客促進			
(3)その他観光復興に資する事業			

3 補助(申請)上限額

平成23年度における標記事業の補助申請の上限額は以下のとおりとします。

◎地域事業 8,000千円

※①継続事業において、前年度交付決定額が20,000千円以上の場合は、10,000千円まで補助申請を行うことができます。

②前記①に該当する事業のうち、全国への高いアピール効果が期待できるものについては、理事長が認めた額まで交付決定を行う場合があります。

◎全県事業 10,000千円

※特定の地域、特定の観光資源に限らず、全県について一体的PR等を行う事業については、理事長が認めた額まで交付決定を行う場合があります。

4 事業採択枠

予算枠は約1億8千万円(22年度5億3千万円)内で、事業効果(誘客増加による経済効果等)が高いものから順に採択します。

※交付申請書に添付の事業計画書において、期待される事業効果(誘客予定人数・算出根拠、期待される客消費額等)を適切に設定してください。

※各事業の補助対象経費は、観光対策事業(観光復興キャンペーン推進)補助金交付要綱別表を参照願います。その他不明な点は、県交流企画課(025-280-5253)までお問い合わせください。

5 交付要件（平成23年度限りの緩和措置）

補助金は、前年度(H22年度)誘客実績に対する平成23年度誘客実績の達成率(客消費額による経済効果)に応じて、下表の交付割合に基づき交付されます。

達成率

$$=(平成23年度誘客実績に基づく客消費額) \div (平成22年度誘客実績に基づく客消費額) \times 100$$

(注1)客消費額・・・来場者人数等に日帰り客及び宿泊客別に定められた客単価を乗じて算出した額になります。
[単価:日帰り客5,071円/宿泊客35,612円:『新潟県内観光地の経済波及効果に関する調査』16・11観光振興課]による。]

(注2)新規事業の場合は、平成22年度誘客実績に代えて、交付申請書に記載の誘客目標数に基づく客消費額を基準値として、達成率を算定します。

補助金を利用するには、日帰り・宿泊別に、適切に測定した誘客数が必要になります。

◆誘客数の達成率と交付割合について

平成22年度誘客数 に対する達成率	交付割合
80%超	100%交付
～80%以内	80%交付

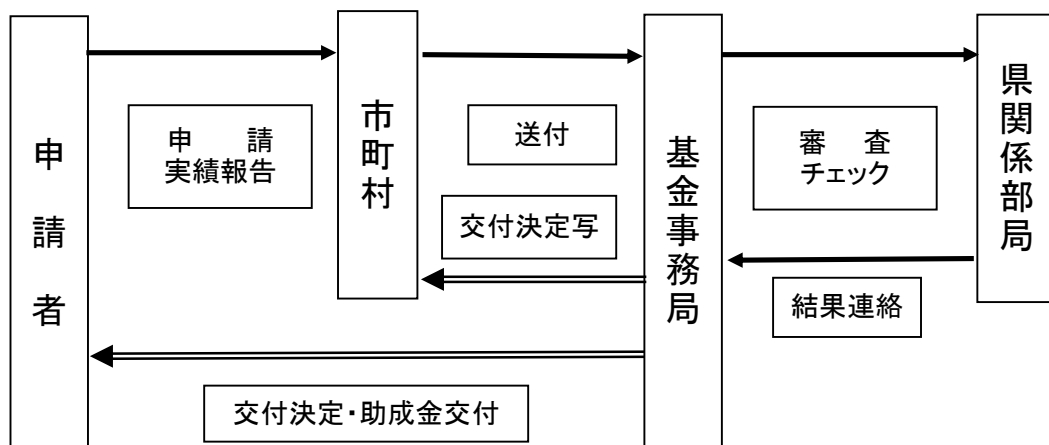
交付要件の具体例

実績報告のH23年度誘客実績に基づく客消費額が、H22年度誘客実績に基づく客消費額の80%を超えていた場合。

		H22実績		H23実績		判定
滞在形態 等	(A)単価	(B)H22実績 総人数(人)	(C)客消費額 (千円)	(D)H23実績 誘客数(人)	(E)客消費 額(千円)	(F)達成率
			(A) × (B)		(A) × (D)	(E)/(C) × 100
日帰り客	5,071	10,200	51,724	8,600	43,611	99%
宿泊客	35,612	2,800	99,714	3,000	106,836	
合計			151,438		150,447	

この場合、達成率80%を超えているので申請額の100%を交付。

6 事務処理フロー



7 募集期間

平成23年4月1日～平成23年5月13日(基金事務局へ必着)

※期限までに所在市町村窓口を經由して基金事務局に申請書を提出してください。

本事業には予算枠があり期間内に申請があった分を一括して交付決定するため、期限を過ぎたものは受け付けませんので、期限厳守をお願いします。

8 その他

申請様式については、下記の基金ホームページにある様式を利用してください。

また、申請に当たっては、別紙「補助金交付申請書作成における注意事項」をご覧ください。ほか、不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせ願います。

財団法人 新潟県中越大震災復興基金

〒950-8570 新潟市新光町4-1(新潟県庁14F震災復興支援課内)

TEL:025-280-5767/FAX:025-280-5709

URL:<http://www.chuetsu-fukkoukin.jp/>

(※様式類等、データで用意しています。)

観光対策(観光復興キャンペーン)事業 補助金交付申請書作成における注意事項

1 全般について

- ・ 担当者の電話番号、FAX番号、メールアドレスを必ず記載すること。
- ・ 申請書は最新の様式を使用して作成すること。
- ・ 申請書の記載漏れ、計算間違い等を必ず確認した上で提出すること。
- ・ 申請内容等についての照会には、迅速に回答すること。

2 事業内容について

- ・ イベント(予定)日時、実施内容等を詳細に記載すること。
- ・ 様式に記載しきれない場合は、適宜用紙を追加すること。
- ・ 拡充事業については例年より何を拡充しているか、明確に記載すること。

3 自主財源比率について

- ・ 申請事業費に対して、自主財源を4割以上設定すること。
※ 自主財源が不足している場合、申請書は受理できません。

4 予算書について

- ・ 収入、支出区分(内容)は詳細に記載すること。
- ・ 売上収入等が見込まれる場合は必ず計上すること。

5 目標人数の設定等について **重要**

(1) 目標人数の設定について

- ・ 対前年度(H22年度)からの増加人数を誘客目標として設定すること。
(イベント中止によりH22年度の誘客実績数が算出できない場合は、H20年度からの増加人数を誘客目標として設定)
- ・ 誘客人数のカウント対象、測定場所、方法等を明確に記載すること。
※ 測定場所が複数の場合など、入込客数の重複が予測される場合は、重複人数を算出し省く必要があります。
- ・ カウント対象は、事業との因果関係が明確に説明できるものとする。こと。
※ カウント対象等については実績報告時に説明する必要がありますので、十分検討した上で、設定してください。

- ・ 継続事業においては、再度、明確な因果関係があるかについて検討を行い、必要に応じてカウント対象を見直すこと。
 - ※ 前年同様という理由では認められないので注意してください。
- ・ 前年度（H22年度）の人数があいまいな場合、必ず調査（推計等）を行い、適正に比較できる人数を算出してから、目標人数を設定すること。
- ・ H23年度事業において、今までカウントしていなかった宿泊施設等を新たにカウント対象とする場合は、前年度（H22年度）の当該宿泊施設等の実績人数をあらためて算出（推計等）した上で、増加人数を算出すること。
 - ※ カウントする施設等を増やしただけでは、増加したとはいえません。
 - ※ H22年度人数の算出（推計等）ができない場合は、当該宿泊施設等をカウント対象にはできません。
 - ※ 推計する場合は、算出根拠を明確にしてください。

（２）誘客人数・算出根拠について

- ・ 計画する誘客数の測定方法については、以下の点を注意の上、具体的に記載すること。
 - ※ 警察発表等の公的なもの、又は主催者が責任をもって計測した実数等根拠が明確なものがが必要です。
 - ※ 主催者発表数値を使用する場合、実績報告時に実数の根拠（カウント方法等）について、説明する必要があります。
 - ※ 重複カウント（日帰り客と宿泊客、各会場間等）は認められません。
 - ※ 実績報告時にカウント対象、方法等について明確な説明ができない場合、補助金が交付されない場合があります。

6 その他

- ・ 交付申請書は、市町村を経由して、中越大震災復興基金事務局に提出すること。
 - ※ 全県型の事業は、直接、中越大震災復興基金事務局に提出してください。
 - ※ 交流企画課では受け付けておりませんので、注意してください。
- ・ 当該注意事項は事業内容によって該当しない項目もあるため、不明な点は事前に相談すること。